

○武蔵野市防災会議条例

昭和38年10月11日条例第24号

改正

平成11年条例第35号

平成26年12月25日条例第41号

武蔵野市防災会議条例

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、武蔵野市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 武蔵野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務  
(会長及び委員)

**第3条** 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 東京都の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 警視庁の警察官のうちから市長が任命する者
  - (3) 市議会議員の中から市長の委嘱する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 市の教育委員会の教育長
  - (6) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が任命する者
  - (7) 市の消防団長
  - (8) 指定公共機関および指定地方公共機関の役員または職員並びに公共的団体の役員のうちから市長が任命する者

(9) その他特に必要と認め、市長が任命する者

6 前項の委員の総数は、30人以内とする。

7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

**第4条** 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、東京都の職員、市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員または職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

**第5条** この条例に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

**付 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成11年12月21日条例第35号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**付 則** (平成26年12月25日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。